

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」の一部改訂案に係る意見募集結果

- 意見募集期間 : 2020年2月3日(月)から2020年2月29日(土)まで
- 意見提出件数 : 2件 (個人:2件)

	意見提出者
—	個人(2件)

○お寄せいただいたご意見及びそれに対する考え方

ご意見の概要	意見に対する考え方
<p>1. 代理人弁護士が開示請求を行う場合の確認資料について (6 ページ上段)</p> <p>賛同します。この記述の追加により、個人に大きなデメリットはないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>
<p>2. 保全要請に応じて定めた発信者情報保全義務の期間経過後も引き続き保全義務が継続する旨を追加 (6 ページ注 5)</p> <p>概ね賛同ですが、昨今の PC 設備の急速な進歩を考えると、発信者情報の一般的な保全期間がそもそも短すぎます。改正案の裁判で争っている間は保全するというのは最低限のレベルです。そもそもの保全期間が短すぎると考えます。本来 3 年程度は保全してしかるべきです。ネット上の名誉棄損行為を被害者が発見するタイミングは、必ずしも投稿されてすぐとは限りません。遅い場合は数年経ってから見つけることもあり得ます。そういう場合でも加害者を特定し裁判等を経てちゃんと被害回復できるよう、業界側も環境整備に全力で取り組むべきです。そうでなければ、これからも深刻な被害は発生し続けます。ご検討よろしくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。また、いただいたご意見、ご要望等につきましては、関係者に共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>